

地区薬剤師会 医療保険担当役員様

公益社団法人 東京都薬剤師会  
常務理事 根本 陽 充

**令和 5 年 3 月 9 日付 都薬保発第 20 号**

**『令和4年度調剤報酬改定における施設基準「地域支援体制加算1」の経過措置の取扱いについて』  
に関する続報(周知依頼)**

平素は当会の会務推進にご理解ご協力賜り心より御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 3 月 9 日付 都薬保発第 20 号にて、標記『令和4年度調剤報酬改定における施設基準「地域支援体制加算1」の経過措置の取扱いについて』を連絡したところですが、本日、令和 5 年 3 月 13 日付 日薬業発第 477 号にて、厚生労働省保険局医療課発出の事務連絡(令和 5 年 3 月 10 日付)の通知がありました。

通知では、令和 4 年度診療報酬改定において令和 5 年 3 月 31 日まで経過措置を設けた施設基準について、

A 令和 5 年 4 月 1 日以降も算定する場合に届出が必要なもの

B 令和 5 年 4 月 1 日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等 に区分されており、「地域支援体制加算の施設基準」は、B 令和 5 年 4 月 1 日以降も算定するに当たり注意が必要なもの、とされております。

本日、関東信越厚生局東京事務所に問い合わせを行い、「厚労省事務連絡により、自局にて算定要件の自己点検を行い、要件を満たしていることが確認できれば改めての届出は必要ない。」ことが確認できました。

従って、令和 4 年 3 月 31 日時点で「地域支援体制加算1」を届出していた薬局では、経過措置要件(様式 87 の 3 の 2 2(2)在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(保険薬局当たり 24 回以上))の自己点検を実施することで、厚生局への改めての届出は不要となりました。

文書発出時期が前後し誠に遺憾ですが、届出資料の提出が見送られた件につきまして、貴地区会員薬局へのご周知を早急をお願いいたします。

なお、上記点検後に要件を満たさない場合は、辞退届の提出が必要となりますことを申し添えます。

**問合せ先** 関東信越厚生局 東京事務所 審査課 TEL03 (6692)5119

**関東信越厚生局ホームページ**

**辞退届** [000140943.doc \(live.com\)](#)

日 薬 業 発 第 477 号  
令 和 4 年 3 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会  
副 会 長    森    昌 平

令和4年度診療報酬改定において経過措置を設けた  
施設基準の取扱いについて

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、診療報酬（調剤報酬）における施設基準の届出に係る取扱いに関するものです。

令和4年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準について、令和5年4月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされている項目等をまとめたものが示されました。

調剤報酬においては、地域支援体制加算について経過措置が設けられておりますので、引き続き算定する場合にはご注意ください。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 10 日

関 係 団 体 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準  
の取扱いについて

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 10 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 4 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 2 号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号）により示しているところであるが、当該通知の第 4 表 1 及び表 2 に掲げる項目であって、その項目を令和 5 年 4 月 1 日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないよう、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和 5 年 4 月 14 日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月 1 日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 26）」（令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1（2）に該当する保険医療機関等については、1（2）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準等を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はないことに留意されたい。ただし、その場合であっても、通知に基づき届出は行う必要がある。

令和5年3月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和5年4月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○基本診療料

| 区分       | 項番 | 届出対象                                                                       | 経過措置に係る要件(概要)                                                                                                                                                            | 引き続き算定する施設基準                  | 届出が必要な様式※   |
|----------|----|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------|
| 入院基本料等加算 | 1  | 精神科急性期医師配置加算1                                                              | 令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟であって、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。                                                     | 精神科急性期医師配置加算1                 | 別添7の様式40の13 |
|          | 2  | 精神科急性期医師配置加算1                                                              | 令和4年3月31日時点で現に精神科急性期医師配置加算1の届出を行っている病棟であって、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。                                                            | 精神科急性期医師配置加算1                 | 別添7の様式40の13 |
| 特定入院料    | 3  | 救命救急入院料の注11等に規定する重症患者対応体制強化加算                                              | 急性期一般入院料1に係る届出を行っている保険医療機関については、A200-2急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合であっても、令和5年3月31日までの間に限り、別添7の様式42の7にその理由及び今後の届出予定を記載することをもって、当該届出を行っているものとみなす。                                | 救命救急入院料の注11等に規定する重症患者対応体制強化加算 | 別添7の様式42の7  |
|          | 4  | 地域包括ケア病棟入院料<br>(一般病床に限る。)<br>(令和4年4月1日以降に右記施設基準に関して別添7の様式50を届け出ている医療機関を除く) | 令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、なお従前の例によることができる。<br>※在宅要件(在宅療養支援病院又は在宅療養後方支援病院、訪問看護ステーションにかかる要件)又は救急要件(第二次救急医療機関又は救急告示にかかる要件)のどちらかのみ満たしていればよい。 | 地域包括ケア病棟入院料                   | 別添7の様式50    |

○特掲診療料

| 区分      | 項番 | 届出対象              | 経過措置に係る要件(概要)                                                                                                          | 引き続き算定する施設基準   | 届出が必要な様式※  |
|---------|----|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------|
| 画像診断    | 5  | 画像診断管理加算3に関する施設基準 | 令和4年3月31日時点で画像診断管理加算3の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理に係る要件を満たしているものとする。 | 画像診断管理加算3      | 別添2の様式32   |
| 精神科専門療法 | 6  | 救急患者精神科継続支援料      | 令和4年3月31日時点で救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、人員配置に係る基準を満たしているものとする。                            | 救急患者精神科継続支援料   | 別添2の様式44の6 |
| 処置      | 7  | 人工腎臓にかかる導入期加算2    | 令和4年3月31日時点で導入期加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、2の(2)のイ、ウ及びエの基準を満たしているものとする。                            | 人工腎臓にかかる導入期加算2 | 別添2の様式2の2  |

※医療機関の負担軽減等の観点から、施設基準毎の全届出様式の届出を求めるのではなく、必要最小限の様式の届出を求めるもの。

令和5年3月31日まで経過措置の施設基準

(参考)

令和5年4月1日以降も算定するに当たり注意が必要なもの等

○基本診療料

| 区分       | 項番 | 対象                                                                                                       | 経過措置に係る要件(概要)                                                                                                                                                                                                                  | 引き続き算定する施設基準                                                                                             |
|----------|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 初再診療     | 1  | 初診料の注2及び注3、外来診療料の注2及び注3に規定する保険医療機関                                                                       | 紹介割合及び逆紹介割合の計算等については、令和5年4月1日から適用する。                                                                                                                                                                                           | 初診料又は外来診療料                                                                                               |
|          | 2  | 連携強化加算                                                                                                   | 令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の医療機関に対する、感染症の発生状況等の報告に係る要件を満たすものとする。                                                                                                                                                      | 連携強化加算                                                                                                   |
| 入院基本料    | 3  | 地域一般入院基本料<br>専門病院入院基本料(13対1)<br>障害者施設等入院基本料<br>特殊疾患入院管理料<br>特殊疾患病棟入院料<br>緩和ケア病棟入院料<br>(全て許可病床数200床以上に限る) | 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにおいて、令和5年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たすものとする。                                                                | 地域一般入院基本料<br>専門病院入院基本料(13対1)<br>障害者施設等入院基本料<br>特殊疾患入院管理料<br>特殊疾患病棟入院料<br>緩和ケア病棟入院料<br>(全て許可病床数200床以上に限る) |
| 入院基本料等加算 | 4  | 急性期充実体制加算                                                                                                | 外来を縮小する体制における、紹介割合・逆紹介割合の要件及び、紹介受診重点医療機関については、令和5年4月1日以降に適用するものとする。                                                                                                                                                            | 急性期充実体制加算                                                                                                |
|          | 5  | 急性期充実体制加算                                                                                                | 公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院について、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。                                                                                                                                        | 急性期充実体制加算                                                                                                |
|          | 6  | 診療録管理体制加算                                                                                                | 令和4年3月31日において、現に診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関(許可病床数が400床以上のものに限る。)については、令和5年3月31日までの間、専任の医療情報システム安全管理責任者の設置及び情報セキュリティに関する研修に係る要件を満たしているものとみなす。                                                                                    | 診療録管理体制加算                                                                                                |
|          | 7  | 感染対策向上加算2                                                                                                | 令和4年3月31日において、旧医科点数表A234-2の感染防止対策加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、専任の薬剤師及び専任の臨床検査技師の適切な研修に係る基準を満たすものとする。                                                                                                              | 感染対策向上加算2                                                                                                |
|          | 8  | 感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算                                                                                   | 令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていることに係る要件を満たすものとする。                                                                                                                          | 感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算                                                                                   |
|          | 9  | 感染対策向上加算の注3に規定する連携強化加算                                                                                   | 令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況等の報告に係る要件を満たすものとする。                                                                                                                                            | 感染対策向上加算の注3に規定する連携強化加算                                                                                   |
| 特定入院料    | 10 | 回復期リハビリテーション入院料5・6(旧点数)                                                                                  | 令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション入院料5又は6の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、改正前の点数表に従い算定を行うことができる。                                                                                                                                       | 回復期リハビリテーション病棟入院料5(新点数)                                                                                  |
| 歯科       | 11 | 歯科点数表の初診料の注1                                                                                             | 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、「歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。」、「職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修を実施していること。」の基準を満たしているものとみなす。 | 歯科点数表の初診料の注1                                                                                             |
|          | 12 | 地域歯科診療支援病院歯科初診料                                                                                          | 令和4年3月31日において、現に歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、「歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。」の基準を満たしているものとみなす。                                                 | 地域歯科診療支援病院歯科初診料                                                                                          |

令和5年3月31日まで経過措置の施設基準

○特掲診療料

| 区分    | 項番 | 対象                           | 経過措置に係る要件(概要)                                                                                                                                                                                                                                             | 引き続き算定する施設基準                |
|-------|----|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 処置・手術 | 13 | 処置等の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準 | 令和4年3月31日時点で時間外加算1等の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、当直回数の基準を満たしているものとする。                                                                                                                                                                             | 処置等の休日加算1、時間外加算及び深夜加算1の施設基準 |
| 歯科    | 14 | 在宅療養支援歯科診療所1                 | 令和4年3月31日において、現に在宅療養支援歯科診療所1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、「過去1年間に歯科訪問診療1及び歯科訪問診療2を合計18回以上算定していること。」の基準を満たしているものとみなす。                                                                                                                              | 在宅療養支援歯科診療所1                |
| 調剤報酬  | 15 | 地域支援体制加算の施設基準                | ①令和4年3月末日時点で調剤基本料1を算定していた保険薬局であって、令和4年4月から調剤基本料3のハを算定することとなったものについては、令和5年3月末日までは、調剤基本料1を算定している保険薬局とみなし、要件を満たせば地域支援体制加算1・2を算定可能。<br>②令和4年3月末日時点で従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしているとして地域支援体制加算の届出を行っているものについては、令和5年3月末日までは「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとする。 | 地域支援体制加算                    |